

受	付	印
---	---	---

						資有・資無	事・代 会・会代	入力者
--	--	--	--	--	--	-------	-------------	-----

政治団体設立届

届出日	令和		年		月		日
-----	----	--	---	--	---	--	---

総務大臣様
千葉県選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

ふりがな											本部がある場合その団体名称											
政治団体の名称																						
政治団体の区分	☐ 政党の支部 ☐ 政党 ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体																					
目的	別添のとおり					組織年月日		令和		年		月		日								
主たる事務所の所在地	郵便番号			―		電話番号			―			―										
主たる活動区域	☐ 千葉県 () ☐ 全国 (2都道府県以上)																					
代表者 (※通称名不可)	ふりがな					電話番号			―			―										
	氏名					生年月日		年号	明治・大正 昭和・平成		年		月		日							
	郵便番号						―		選任年月日													
	住所							令和		年		月		日								
会計責任者 (※通称名不可)	ふりがな					電話番号			―			―										
	氏名					生年月日		年号	明治・大正 昭和・平成		年		月		日							
	郵便番号						―		選任年月日													
	住所							令和		年		月		日								
会計責任者の 職務代行者 (※通称名不可)	ふりがな					電話番号			―			―										
	氏名					生年月日		年号	明治・大正 昭和・平成		年		月		日							
	郵便番号						―		選任年月日													
	住所							令和		年		月		日								
支部の有無	☐ 無	☐ 有	課税上の優遇措置の適用関係の有無										☐ 無	☐ 有								
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	☐		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員 ☐ 現職 ☐ 候補者等																			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	☐		公職の候補者の氏名										公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員 ☐ 現職 ☐ 参議院議員 ☐ 候補者等									
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	☐		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名										主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類									
			ふりがな										☐ 衆議院議員 ☐ 現職					☐ 参議院議員 ☐ 候補者等				
			氏名										☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員					☐ 現職 ☐ 候補者等				
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名										主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類									
ふりがな										☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員					☐ 現職 ☐ 候補者等							
氏名										☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員					☐ 現職 ☐ 候補者等							

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

本人確認書類〔個・運・他〕・印・署	☐ 委任状
-------------------	------------------------------

《注 意》

- 1 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 3 政治団体の支部にあっては、「政治団体の名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「本部がある場合その団体名称」欄に記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記載又は黒塗り「■」することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に記載すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は主に次のような団体に限られる。
 - ① 政党及び政党支部
 - ② 衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)

注：一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分及び現職又は候補者等の区分により、該当する「□」に記載すること。
- 9 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 10 **資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体指定届」も同時に提出すること。**
- 11 提出部数は**全国団体3部、県内団体2部**。（1部は本人控え分として受領印を押し返却）
- 12 **添付書類（全国団体3部、県内団体2部必要。②③④については、1部は正本、ほかはコピーでもよい）**
 - ① **規約（全国団体必須）**
 - ② 被推薦書
(都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会)
 - ③ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - ④ 支部証明書・政党の状況等に関する届（政党支部）